

四半期報告書

(第25期第1四半期)

自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日

株式会社あきんどスシロー

大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号

(E03417)

表 紙

第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	5
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	11
2 株価の推移	11
3 役員の状況	11
第5 経理の状況	12
1 四半期財務諸表	
(1) 四半期貸借対照表	13
(2) 四半期損益計算書	15
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	16
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第25期第1四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社あきんどスシロー
【英訳名】	AKINDO SUSHIRO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢三 圭史
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06（6368）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部長 青木 浩二
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06（6368）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部長 青木 浩二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第1四半期 累計(会計)期間	第24期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 10月1日 至平成20年 9月30日
売上高(千円)	16,956,164	63,862,424
経常利益(千円)	503,760	3,014,017
四半期(当期)純利益(千円)	2,643	1,201,460
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金(千円)	3,925,970	3,914,670
発行済株式総数(株)	6,534,900	6,512,300
純資産額(千円)	16,266,625	16,204,664
総資産額(千円)	21,362,782	21,384,822
1株当たり純資産額(円)	2,470.91	2,469.95
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	0.40	184.53
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	0.40	184.08
1株当たり配当額(円)	—	—
自己資本比率(%)	75.6	75.2
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	796,692	2,141,083
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△1,116,451	△5,060,974
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△96,285	△310,215
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	4,867,248	5,283,292
従業員数(人)	789	805

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、エーエスホールディングス株式会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
(親会社) エーエスホールディン グス株式会社	東京都千代田区	3,301	投資業	63.85	———

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数 (人)	789 (7,155)
----------	-------------

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー及びアルバイト) は、当第1四半期会計期間の平均人員を1日8時間換算で () 内に外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

該当する事項はありません。

(2)仕入実績

当第1四半期会計期間の仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当第1四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
魚介類 (千円)	6,285,791
穀類・麺類 (千円)	1,373,106
酒類・飲料 (千円)	552,493
その他 (千円)	610,068
合計 (千円)	8,821,458

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3)受注状況

当社は、最終消費者へ直接販売する飲食業を営んでおりますので、受注状況は記載しておりません。

(4)販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業の品目別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	当第1四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
回転すし (千円)	16,956,164

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

詳細は、「第5 経理の状況 1. 四半期財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、米国発の金融危機を原因とした急激な円高が依然として引き続き、輸出関連を中心としたわが国の代表的な企業群が業績の悪化を理由に雇用調整を行うことで一部社会問題にも発展し、より一層の経済環境の厳しさを浮きぼりにしたことを否認ませんでした。

このような経済環境のもと外食業界においては、「巣ごもり」といった外食しない選択やそれ以外にも生活防衛意識の高まりが増加傾向にあり、個人消費者をいかに刺激するかが当面の課題になると想定されます。

なお、当社におきましては、課題とした「お客さまに喜ばれる、選ばれる」施策として、200円クーポン券の発行、90円セールの実施、年末ギフト販売ドライバーの方に向けたラジオコマーシャル実施等のさまざまな取り組みを行ってまいりました。また、4店舗につきましては、1億64百万円の減損損失の計上を行いました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の業績は、売上高169億56百万円、営業利益は4億85百万円、経常利益は5億3百万円、四半期純利益は2百万円になりました。

なお、店舗開発につきましては、中国・四国圏2店舗、東北圏2店舗、首都圏1店舗、九州圏2店舗、中部圏1店舗の合計8店舗出店し、当第1四半期末の店舗数は250店舗となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動で得た資金7億96百万円に対し、投資活動で11億16百万円、財務活動で96百万円、資金を使用した結果、前期末に比べ4億16百万円減少し、48億67百万円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において営業活動で得られた資金は、7億96百万円となりました。これは主に、その他流動負債の5億69百万円、仕入債務4億44百万円の増加及び減価償却費3億92百万円、減損損失1億64百万円の計上したことによる資金の増加等に対し、法人税等の支払額7億22百万円による資金の減少等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において投資活動で使用した資金は、11億16百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得に9億55百万円、敷金保証金の差入による支出1億47百万円の資金の減少等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において財務活動で使用した資金は、96百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出1億18百万円の資金の減少等に対し、株式の発行による収入22百万円の資金の増加によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

「(2) 設備の新設、除却等の計画」に記載した事項を除いては、設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

① 当第1四半期会計期間において前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、拡充についての重要な変更はありません。

② 当第1四半期会計期間において前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修について完了したものは次のとおりであります。

所在地	店舗数 (店)	事業形態別 の名称	設備の内容	投資額 (千円)	完成年月	増加能力 (増加客席数) (席)
東北圏	2	回転すし	店舗設備	182,420	平成20年11月	392
首都圏	1	回転すし	店舗設備	100,088	平成20年12月	196
中部圏	1	回転すし	店舗設備	111,368	平成20年12月	196
中国・ 四国圏	2	回転すし	店舗設備	226,932	平成20年10月～平成20年11月	392
九州圏	2	回転すし	店舗設備	228,731	平成20年12月	392
合計	8	—	—	849,541	—	1,568

(注) 1. 投資額には、敷金および差入保証金194,205千円を含んでおります。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,400,000
計	14,400,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,534,900	6,534,900	東京証券取引所 (市場第二部)	権利内容に何ら限定 のない当社における標 準となる株式であり、 単元株式数は100株で あります。
計	6,534,900	6,534,900	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年8月27日臨時取締役会決議 第2回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	115,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,050
新株予約権の行使期間	自 平成19年9月14日 至 平成24年9月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,525 資本組入額 2,525
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(総称して以下「組織再編行為」といいます。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する残存新株予約権の数と同一の数とします。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ⑤ 新株予約権の行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	680	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	68,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,500	
新株予約権の行使期間	自 平成19年9月14日 至 平成24年9月13日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	2,750
	資本組入額	2,750
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。	
新株予約権の譲渡に関する事項	—	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	

(注) 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(総称して以下「組織再編行為」といいます。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する残存新株予約権の数と同一の数とします。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ⑤ 新株予約権の行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

平成19年8月27日臨時取締役会決議 第4回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	680	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	68,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,000	
新株予約権の行使期間	自 平成19年9月14日 至 平成24年9月13日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	3,000
	資本組入額	3,000
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。	
新株予約権の譲渡に関する事項	—	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	

(注) 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(総称して以下「組織再編行為」といいます。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する残存新株予約権の数と同一の数とします。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ⑤ 新株予約権の行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	22,600	6,534,900	11,300	3,925,970	11,300	4,069,250

(注) 新株予約権行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成20年12月10日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
エーエスホールディングス株式 会社	東京都千代田区紀尾井町4-5	4,172	63.85
株式会社ゼンショー	東京都港区港南2-18-1	1,678	25.69
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	325	4.98
株式会社極洋	東京都港区赤坂3-3-5	114	1.76
福島工業株式会社	大阪市西淀川区御幣島3-16-11	23	0.35
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-4-1	19	0.30
世紀エステート株式会社	大阪府茨木市駅前1-3-2	12	0.19
尾家産業株式会社	大阪市北区豊崎6-11-27	10	0.15
鈴木 伸幸	名古屋市名東区	4	0.07
石井 秀夫	東京都品川区	4	0.06
計	—	6,365	97.40

(注) 当第1四半期会計期間末において、平成20年12月10日付けで株主名簿の内容が確認できましたので記載しております。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年12月10日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	100	—	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	(普通株式) 6,534,200	65,342	同上
単元未満株式	(普通株式) 600	—	—
発行済株式総数	6,534,900	—	—
総株主の議決権	—	65,342	—

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社あきんどシロ	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号	100	—	100	0.0
計	—	100	—	100	0.0

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月
最高（円）	3,250	3,240	3,200
最低（円）	3,140	3,080	3,140

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,967,248	6,283,292
原材料及び貯蔵品	484,456	414,793
その他	1,032,542	1,130,448
流動資産合計	7,484,247	7,828,534
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※ 5,361,850	※ 5,331,282
工具、器具及び備品（純額）	※ 1,098,094	※ 1,034,756
その他（純額）	※ 1,784,689	※ 1,741,532
有形固定資産合計	8,244,635	8,107,572
無形固定資産		
	142,426	124,412
投資その他の資産		
敷金及び保証金	4,261,906	4,190,298
その他	1,326,067	1,223,303
貸倒引当金	△96,500	△89,300
投資その他の資産合計	5,491,473	5,324,302
固定資産合計	13,878,535	13,556,287
資産合計	21,362,782	21,384,822
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,548,214	1,103,797
1年内返済予定の長期借入金	—	63,200
未払金	2,535,911	2,473,735
未払法人税等	130,222	718,398
賞与引当金	232,850	297,700
役員賞与引当金	—	8,400
その他	368,355	221,835
流動負債合計	4,815,553	4,887,068
固定負債		
長期借入金	—	55,300
役員退職慰労引当金	20,610	21,352
その他	259,992	216,437
固定負債合計	280,603	293,089
負債合計	5,096,157	5,180,157

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,925,970	3,914,670
資本剰余金	4,069,250	4,057,950
利益剰余金	8,144,089	8,141,445
自己株式	△438	△207
株主資本合計	16,138,871	16,113,858
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,959	△28,988
評価・換算差額等合計	7,959	△28,988
新株予約権	119,795	119,795
純資産合計	16,266,625	16,204,664
負債純資産合計	21,362,782	21,384,822

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	16,956,164
売上原価	8,737,087
売上総利益	8,219,077
販売費及び一般管理費	※ 7,733,329
営業利益	485,748
営業外収益	
受取利息	9,867
受取配当金	900
受取手数料	13,844
雑収入	6,778
営業外収益合計	31,391
営業外費用	
支払利息	1,382
雑損失	11,995
営業外費用合計	13,378
経常利益	503,760
特別利益	
役員賞与引当金戻入額	1,900
特別利益合計	1,900
特別損失	
店舗閉鎖損失	16,210
減損損失	164,562
財務アドバイザー料	225,000
特別損失合計	405,772
税引前四半期純利益	99,888
法人税、住民税及び事業税	104,000
法人税等調整額	△6,755
法人税等合計	97,245
四半期純利益	2,643

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	99,888
減価償却費	392,606
減損損失	164,562
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	7,200
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△64,850
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△8,400
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△741
受取利息及び受取配当金	△10,767
支払利息及び社債利息	1,382
敷金及び保証金の家賃相殺額	46,180
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△69,662
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△51,249
仕入債務の増減額 (△は減少)	444,416
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	569,531
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	△884
小計	1,519,213
利息及び配当金の受取額	914
利息の支払額	△1,259
法人税等の支払額	△722,176
営業活動によるキャッシュ・フロー	796,692
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△955,755
無形固定資産の取得による支出	△25,123
敷金及び保証金の差入による支出	△147,258
敷金及び保証金の回収による収入	11,686
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,116,451
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△118,500
株式の発行による収入	22,600
自己株式の取得による支出	△231
配当金の支払額	△153
財務活動によるキャッシュ・フロー	△96,285
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△416,043
現金及び現金同等物の期首残高	5,283,292
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 4,867,248

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によって評価しておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これによる損益への影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以降開始する会計年度に係る四半期財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。これによる損益への影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の減価償却費の算定方法は、定率法を採用している資産について、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法としております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年9月30日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、5,498,287千円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、5,166,476千円であります。

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。
雑給 3,337,261
賞与引当金繰入額 159,350
役員退職慰労引当金繰入額 1,958
減価償却費 377,553
貸倒引当金繰入額 7,200

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成20年12月31日現在)
(千円)
現金及び預金勘定 5,967,248
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△1,100,000</u>
現金及び現金同等物 <u>4,867,248</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年12月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	6,534,900株
------	------------

2. 自己株式の種類及び総数

普通株式	139株
------	------

3. 新株予約権等に関する事項

平成18年度新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
------------------	------

新株予約権の目的となる株式の数	251,000株
-----------------	----------

新株予約権の四半期会計期間末残高	119,795千円
------------------	-----------

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

その他有価証券で時価のあるものについては、会社の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年9月30日)
1株当たり純資産額 2,470円91銭	1株当たり純資産額 2,469円95銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	0円40銭
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	0円40銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、1株当たり四半期純利益金額を下回らないため、記載することを省略しております。

	当第1四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	2,643
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	2,643
期中平均株式数(株)	6,530,495
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—————

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

当社と当社の親会社であるエーエスホールディングス株式会社は、平成21年2月9日付けで吸収合併契約を締結しております。吸収合併契約の内容及び今後に予定される手続は次のとおりであります。

(1) 吸収合併を行う目的

エーエスホールディングス株式会社(以下、「ASHLD」という。)は、当社株券等に対する公開買付け(平成20年9月25日から平成20年11月10日まで実施。以下、「本公開買付け」)を実施し、現在、当社普通株式に関する総株主の議決権の数に対する割合として63.85%を保有しております。

本公開買付けは、当社の中期経営計画の実現に向けて、当社を取り巻く厳しい経営環境を打破をし、経営課題の抜本的な解決を図ることを目的とした当社の戦略的非公開化の一環であり、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の観点から本公開買付けについて十分に協議・検討を行った結果、本公開買付けへの賛同意見を表明いたしました。また、本公開買付けが多くの株主の賛同により成立したことを受け、戦略的非公開化を最終的に実現するべく吸収合併(以下、「本合併」という。)を実施することと決定いたしました。

なお、平成21年2月28日に開催する臨時株主総会において吸収合併契約承認と定款一部変更を予定しており、吸収合併契約承認を決議してから1ヶ月経過後、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当しますので当社の株式は上場廃止となることが見込まれます。

(2) 吸収合併の方法、吸収合併後の会社の名称

ASHLD及び当社は、ASHLDを存続会社、当社を消滅会社とする現金対価による吸収合併の実施を行う予定であります。吸収合併後の会社の名称につきましては、効力発生日をもってASHLDは、「株式会社あきんどスシロー」に変更されます。

(3) 合併交付金の額

ASHLDは、本合併に際し、当社の株主に対して金銭を交付するものとし、その総額は、本合併の効力発生の直前時の当社の株主名簿に記載、または、記録された当社の株主の所有する 当社の普通株式の数に3,250円を乗じた額とします。なお、当社が発行する新株予約権については、ASHLDがその全部を所有しているため、本合併に際し金銭の交付は行わないものとします。

当第1四半期会計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

(4) 当該吸収合併により引き継がれる資産・負債等

当社は、平成20年9月30日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産及び負債、並びに権利義務を効力発生日においてASHL Dに引き継ぐものとします。

(5) 当該吸収合併の相手会社についての概要

(平成20年9月30日現在)

商号	エーエスホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区紀尾井町4番5号
代表者氏名	木曾健一
資本金	1,000千円
純資産	994千円
総資産	1,000千円
売上高	—
当期純損失	5千円
従業員数	一名

主要な事業内容

会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務

(注) なお、増資により、平成20年12月末現在における資本金の額は、3,301,000千円となっております。

(6) 合併の時期

本合併の効力発生日は、平成21年5月31日とします。但し、ASHL D及び当社は、本合併の手続きの進捗状況、手続進行上の必要性その他事由により、会社法第790条第1項に従い、合意により効力発生日を変更することができるものとします。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、リース取引残高は前事業年度末に比べ著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社あきんどスシロー

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平岡 義則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社あきんどスシローの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第25期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あきんどスシローの平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。